

出願のしおり

関西学院特別支給奨学金

(新型コロナウイルス感染症対応緊急支援)

関西学院高等部・関西学院中学部では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、家計が急変し、学費納入が極めて困難になったご家庭を対象とした緊急的な経済支援（関西学院特別奨学金（新型コロナウイルス感染症対応緊急支援）※以下「特別支給2020奨学金」という。）の希望者を募集します。

応募資格を満たし奨学金を希望する方は、この「出願のしおり」をよく確認の上、出願手続きを行ってください。

■出願受付期間

2020年6月15日（月）～7月3日（金）必着分まで

※締め切り終了後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が原因で家計が急変した場合は、随時お知らせください。

■出願書類請求

①生徒氏名、②学年・クラス、③住所、④電話番号を以下のアドレス宛にお申込みください。

高等部：gakuhi-kgh2020@kwansei.ac.jp

中学部：gakuhi-kgjr2020@kwansei.ac.jp

■出願書類郵送先および問い合わせ先

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

関西学院高等部・関西学院中学部 事務室 宛

(TEL) 高等部：0798-51-0975

中学部：0798-51-0988

※月～金曜日 9:00～16:00（11:30～12:30除く）

◆提出された出願書類は、採用・不採用にかかわらず返却しません。

また、奨学金の選考・推薦以外の目的に使用することはありません。

◆出願書類提出後に不備等が見つかった場合は、再提出をお願いすることがあります。

関西学院高等部・関西学院中学部では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、出願時に提供された個人情報について安全管理のために必要な措置を講じています。

I. 特別支給2020奨学金の概要

学校法人関西学院は、関西学院高等部・関西学院中学部の生徒で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に伴う家計等の急変により、学費納入が極めて困難な方を援助するために、「特別支給2020奨学金」を設定します。

II. 出願資格

次の（1）～（3）すべてに該当する方。

- （1）関西学院高等部・関西学院中学部に在学する生徒。
- （2）修学の継続と向上を目指していること。
- （3）以下の家計基準を満たしている方。

【家計基準】

①、②のいずれにも該当する方。

- ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減収し、主たる家計支持者[※]の収入が2割以上減収した方。

※主たる家計支持者とは、原則、父または母のうち、収入金額の多い方のこととします。

- ②減収後の世帯の収入合計が以下の基準を満たす方。

給与所得世帯：給与・年金収入金額の課税前の金額（税込金額）が850万円以下の方。

給与所得以外の世帯：給与・年金収入以外の所得[※]（「総収入」－「必要経費」）が442万円以下の方。 [※]事業所得、不動産所得、配当所得等

☆特別支給2020奨学金は、他の奨学金制度と併用可とします。

【注意】原則、以下の場合は出願資格がないものとします。

- 休学中の方。
- 新型コロナウイルス感染症に起因しない家計急変者の方。

III. 奨学金額

学費相当額（授業料、教育充実費、教育資料費、冷暖房費）の2分の1（千円未満切捨て）又は40万円のうち、いずれか少ない方の金額を上限とします。なお、高等学校就学支援金等の各種補助金を受給している場合は、各種補助金等の年額を差し引いた額の2分の1（千円未満切り捨て）とします。また、他の学内奨学金制度と重複して受給する場合、それらの合計金額が年間学費を超えないものとします。

IV. 出願書類の提出期間・場所

1. 提出期間

2020年6月15日(月)～7月3日(金) 必着分まで

※事務室開室時間：8：30～16：30

※締め切り終了後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が原因で家計が急変した場合は、
随時お知らせください。

2. 提出、郵送先

関西学院高等部・関西学院中学部 事務室

3. 注意事項

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事務室持参、郵送のどちらでも受付します。
- ・郵送等の遅延トラブルの責任は負えませんので、余裕をもってお送りください。
- ・出願者ご自身で到着が確認できる形式(レターパック等)でお送りください。
- ・高等部、中学部に兄弟姉妹が在籍している場合は、願書はそれぞれ作成してください。
所得証明書や家計急変に関する証明書等は原本を一部、兄弟姉妹分はコピーで結構です。

V. 採用発表日

2020年7月下旬から8月上旬(予定)

*詳細は採用発表時にお知らせします。

VI. 出願書類

① 平成31年(令和元年)【2019年1月～12月】分の所得証明書の原本

※収入の有無に関わらず、父と母、双方の証明書の提出が必要です。

※上記の所得証明書が発行されない場合はご相談ください。

② 家計急変に関する証明書

③ 関西学院高等部・関西学院中学部 特別支給2020奨学金願書

出願書類は①～③すべてが必要となります。詳細について、下記を必ず確認の上、書類を作成してください。

【出願書類詳細】

① 平成31年(令和元年)【2019年】分所得証明書の原本 *コピー不可

◆市区町村役場で発行を受けてください。

◆「父と母」または「これに代わって家計を支えている人」の平成31年(令和元年)【2019年1月～12月】分が必要です。

◆父と母ともに収入の有無に関わらず双方分の提出が必要です。

◆母子父子世帯の場合は、母または父のみの所得証明書を提出してください。

◆パート勤務や無職である場合も「所得証明書」又は「非課税証明書」を提出してください。

◆海外勤務者のため所得証明書が提出できない場合は会社の給与支払証明書を提出してください。

※勤務先から証明を受けてください。(書式自由)

※日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、証明書及び日本語訳を提出してください。

② 家計急変に関する証明書 *コピー可

- ◆該当する家計急変事由に応じて書類を提出してください。家計急変事由は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に起因するもののみとします。
- ◆海外勤務者の方は、証明書及び日本語訳を提出してください。

家計急変事由	提出書類
新型コロナウイルス感染症の影響により主たる家計支持者が死亡した場合	死亡の事実・死因等が確認できる証明書 ・生徒本人と死亡された家計支持者の双方が記載された住民票（原本） ・医師による死亡診断書（コピー可）
新型コロナウイルス感染症の影響により減収し、家計が困窮している場合	次のアとイ、両方とも提出 ア 家計急変事由が生じた方の★減収前の給与明細等1ヶ月分及び減収後の給与明細等1ヶ月分を証明する書類（コピー可） 【★給与明細、退職証明書、雇用保険受給資格証、商店等の帳簿、休業証明書等】 イ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国および地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる証明書（コピー可）※別表をご参照ください。 ☆アが提出できない場合は、事前にご相談ください。 ☆イが提出できない場合は、別紙「公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」に証明書類が提出できない理由と、被害に伴う具体的な収入減を記入の上、主たる家計支持者が署名・押印してください。

③ 関西学院高等部・関西学院中学部 特別支給2020奨学金 願書

- ◆黒のボールペンではっきりと記入してください。
(消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です)。
- ◆印鑑は朱肉を使って各自のものを鮮明に押してください。(スタンプ印は不可)
- ◆訂正は二重線で消し、訂正印を押してください。(修正液等は不可)
- ◆出願書類提出後に不備等が見つかった場合は、再提出をお願いすることがあります。
- ◆記載内容が事実と相違している場合は、採用後でも取り消しとなります。

【就学者を除く家族・就学者欄】

- (1) 同居・別居を問わず、出願時現在、出願者と生計を同じにする方(全員)を記入してください。別居し独立生計を営む兄弟姉妹や、同居でも別生計の祖父母等は記入しなくて結構です。
- (2) 主たる家計支持者には○印を、続柄の左につけてください。
- (3) 就学者は「就学者」の欄に記入してください。
ただし、予備校生は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
- (4) 職業は、「会社員」「酒類小売業」「小学校教員」等を記入してください。
※無職、主婦等の場合も必ずその旨を記入してください。

【給与所得の収入金額・所得金額欄】

この欄は記入しないでください。(学校記入欄)

【家計急変の事由欄】

該当する事由を○で囲み、事由の生じた年月を必ず記入してください。

【奨学金希望の理由】

それぞれの欄の注意書きに従い、くわしく具体的に記入してください。

【署名・押印欄】

保護者は関西学院高等部・関西学院中学部に届出をしている者としてください。

必ず自筆で署名（代筆は不可）、押印のうえ、日付は書類提出日（出願日）としてください。

VII. 奨学金の交付

1. 奨学金は、学費の一部に充当します。
2. 採用決定発表後、所定の手続きを行わない場合は、採用を取り消す場合がありますのでご注意ください。

以 上